第6期 国立市しょうがい福祉計画第2期 国立市しょうがい児福祉計画

しょうがいのある人があたりまえに暮らすまちにするための、

市民誰もがあたりまえに暮らすまち・国立市の実現に向けて

令和3年(2021年)3月

国立市

はじめに

この度、国立市における、令和3年度から令和5年度までのしょうがい福祉サービスに関する目標値や見込量を定めた「第6期国立市しょうがい福祉計画・国立市第2期しょうがい児福祉計画」を策定いたしました。

この計画は「国立市しょうがいしゃ計画」に規定する基本理念「しょうがいのある人があたりまえに暮らすまちにするための、市民誰もが



あたりまえに暮らすまち・国立市の実現」を受けて、主に生活を支援するしょうがい福祉サービス への具体的な取り組みについて、項目ごと目標値や見込量を定めるものです。

ソーシャルインクルージョンのまちづくりの理念のもと、しょうがいのある人にとって、あたりまえに暮らすことのできるまちを実現していくには、どのようなサービスが今後どの程度必要とされるのか、あるいはしょうがいのあるお子さんが地域であたりまえに暮らしていくためにどのような支援がどれだけ見込まれるのか、今後の3年間を見通して、しょうがい福祉施策に取り組んでいくための計画となります。関係機関等と連携を図り、協力しながら、この計画の着実な推進に取り組んでまいります。

計画の策定にあたって、ご意見をいただいた自立支援協議会全体会委員の皆様並びに 4 つの部会にご参画いただいている皆様、パブリックコメントを通してご意見、ご提案をいただいた皆様に心より厚くお礼申しあげます。

令和3年(2021年)3月

国立市長 永見授大

$\overline{}$	٧/٦
_	717
_	/ N.

1. 計画	画策定の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
(1)	計画策定の趣旨と計画の位置づけ
(2)	計画期間
2. U	ょうがいのある人をとりまく現状・・・・・・・・・・・・・・・ち
(1)	人口構造の推移
(2)	しょうがいのある人の状況
	①身体しょうがいのある人の状況
	②知的しょうがいのある人の状況
	③精神しょうがいのある人の状況
	④その他のしょうがいのある人の状況
3. 成界	R目標(基本指針による項目立て)・・・・・・・・・・・・・15
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行
(2)	精神しょうがいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
(3)	地域生活支援拠点等の整備
(4)	福祉施設から一般就労への移行等
(5)	しょうがい児支援の提供体制の整備等
(6)	相談支援体制の充実・強化のための取組
(7)	障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る構築の体制
4. 活動	助指標(障害福祉サービス等の見込量)・・・・・・・・・・・・24
(1)	障害福祉サービスの第5期実績値と第6期各年度見込量
	①訪問系サービスの見込量
	②日中活動系サービス及び短期入所等の見込量
	③居住系サービスの見込量
	④計画相談支援等の見込量
	⑤障害児通所支援、障害児相談支援等の見込量
	⑥医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
(2)	地域生活支援事業の第5期実績値と第6期各年度見込量
	①相談支援事業等の見込み
	②意思疎通支援事業の見込み
	③日常生活用具給付事業の見込み
	④移動支援事業の見込み
	⑤地域活動支援センターの見込み
	⑥任意事業の見込み
	回の推進体制等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
• • •	実施体制
(2)	進行管理体制•評価方法

1. 計画策定の基本的な考え方

(1)計画策定の趣旨と計画の位置づけ

この計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律(以下、「障害者総合支援法」)第88条に基づき策定するものです。障害者総合支援法第87条に基づく基本指針に沿い、以下の項目を中心として策定しました。

なお、平成 28 年(2016年)に児童福祉法が改正されたことにより同法第 33 条の 20 に基づき障害児福祉計画を策定することとなったため、同様に児童福祉法第 33 条の 19 に基づく国の基本指針に沿い「しょうがい児福祉計画」についても一体として策定しています。そのため、平成 30 年~令和 2 年度(2018 年~2020 年度)をしょうがい福祉計画の第 5期、しょうがい児福祉計画の第 1 期とし、令和 3 年度~令和5年度(2021 年~2023 年度)をしょうがい福祉計画の第6期、しょうがい児福祉計画の第2期としています。

【計画の中心となる項目】

- ○施設入所者の地域生活への移行
- ○精神しょうがいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ○地域生活支援拠点等の整備
- ○福祉施設から一般就労への移行等
- ○しょうがい児支援の提供体制の整備
- 〇相談支援体制の充実・強化
- ○障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築
- ○障害福祉サービス、障害児通所サービスの各年度における必要数の見込み(活動指標)

策定にあたっては平成 29 年度(2017年度)から令和 5 年度(2023年度)を計画期間とする「国立市しょうがいしゃ計画」との調和をとり、その基本理念に沿うものとします。

【国立市しょうがいしゃ計画(平成29年度(2017年度)策定分)基本理念】

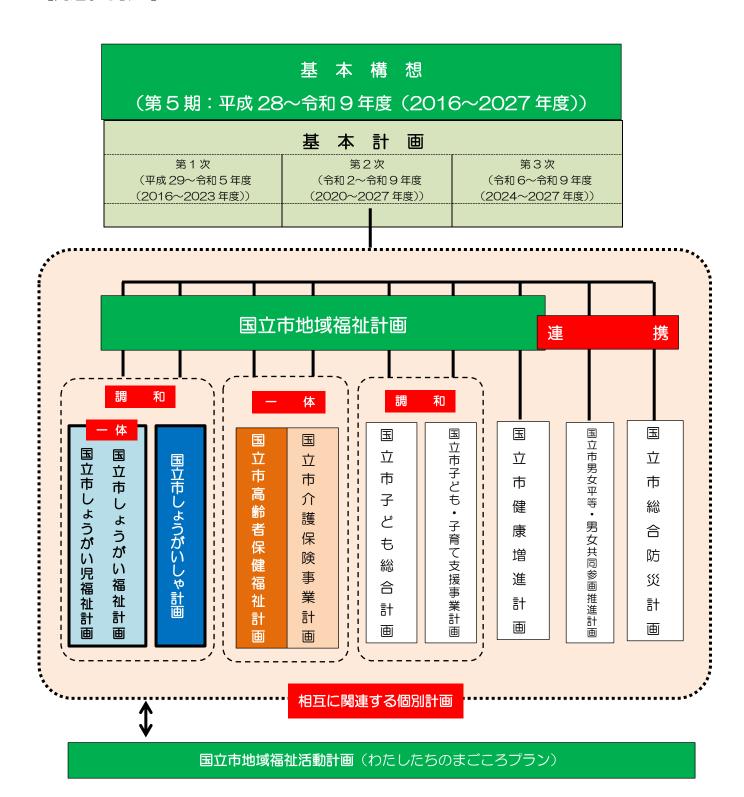
しょうがいのある人があたりまえに暮らすまちにするための、

市民誰もがあたりまえに暮らすまち・国立市の実現

この計画は、障害者総合支援法第88条第8項の規定に基づき、国立市しょうがい者 (児)自立支援協議会(以下「自立支援協議会」)の全体会及び4つの部会からの意見聴 取を行い、策定しました。

また、この計画は市の基本構想・基本計画を上位計画とし、関連する計画との整合性をもって策定しています。関連する計画は次のとおりです。

【関連する計画】



(2) 計画期間

「国立市しょうがい福祉計画」・「国立市しょうがい児福祉計画」と、関連する計画が対象とする期間は次のとおりです。



2. しょうがいのある人をとりまく現状

(1) 人口構造の推移

国立市の人口は令和2年(2020年)1月1日現在、76,280人(外国人住民を含む)であり、5年前と比較すると微増しています。日本全体でみると、すでに人口は減少に転じていて、国立市でも、今後人口は緩やかに減少すると見込んでいます。

また、国立市の65歳以上の人口(老年人口)は、令和2年(2020年)1月1日現在、17,756人で、高齢化率は、23.3%となっています。

一方、15 歳未満の人口(年少人口)は、令和2年(2020年)1月1日現在、8,682 人で、総人口に占める割合は、11.4%となっています。

なお、国立市の過去 10 年間の人口、世帯数の推移は以下のとおりです。

年 度	飛23 镀	平成 24 年度	 	 	飛27 電	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口 (単位:人)	74,447	74,511	74,566	74,385	74,558	74,971	75,452	75,723	76,038	76,280
世帯数 (単位:世帯)	34,479	34,579	35,418	35,532	35,771	36,368	36,815	37,179	37,728	38,241



《ポイント》

くにたちしには、だいたい 76,000 人の人が住んでいる。 だいたい 38,000 世帯くらいの家に住んでいる。 くにたちしに住んでいる人はこれから少しずつ、だんだん減っていく と思われる。

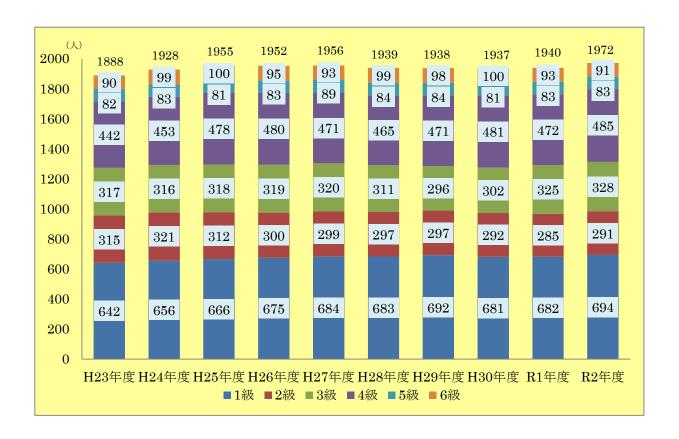
(2) しょうがいのある人の状況

① 身体しょうがいのある人の状況

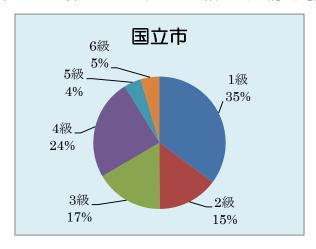
身体障害者福祉法に定められた、身体障害者手帳を取得している人を指します。手帳には、「視覚」、「聴覚」、「音声言語・そしゃく」、「肢体不自由」、「内部」の種類があります。

【身体障害者手帳所持者に関する推移等】

ア 国立市における身体障害者手帳所持者数の推移 注: 各年4月1日現在。満18歳未満を含む



(国立市の令和2年(2020年)における1~6級の人の構成比)



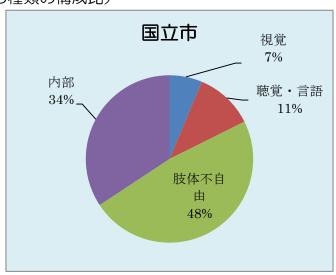
イ 国立市における身体障害の種類の状況

令和2年(2020年)4月1日現在

単位:人

障害の種類	65 歳未満	65 歳以上	合 計
総数	662	1,310	1,972
視覚障害	50	75	125
聴覚・言語障害	78	145	223
肢体不自由	342	606	948
内部障害	192	484	676

(国立市の身体障害の種類の構成比)



《ポイント》

くにたちしでは、だいたい 2,000 人の人が、体にしょうがいがある。 目の見えにくい人が 100 人くらい。

耳の聞こえにくい人が200人くらい。

体に不自由がある人が 1,000 人くらい。

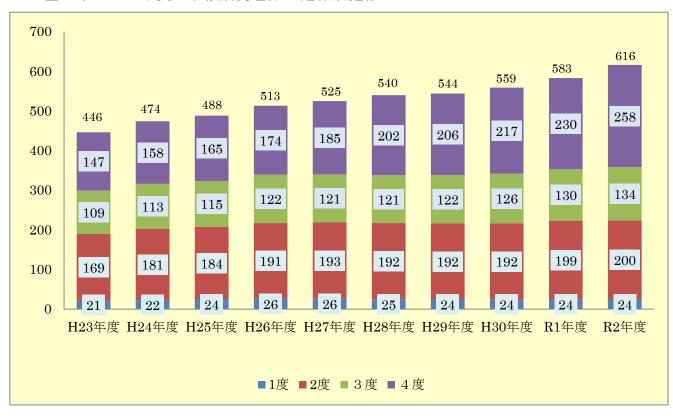
体の内部にしょうがいのある人が700人くらい。

② 知的しょうがいのある人の状況

知的しょうがいは、18歳以前の病気や事故などによるしょうがいであり、認知症などと区別されます。各都道府県が発行する療育手帳を取得して、手当等のサービスを受けます。東京都の療育手帳は「愛の手帳」といいます。

【愛の手帳所持者に関する推移等】

ア 国立市における愛の手帳所持者数の階級別推移

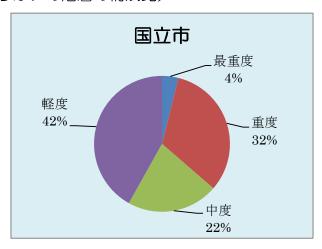


イ 国立市における愛の手帳所持者の状況 令和2年(2020年)4月1日現在

単位:人

	総数	最重度 (1度)	重度 (2度)	中度(3度)	軽度 (4度)
総数	616	24	200	134	258
知的しょうがい児 (18 歳未満)	126	3	20	30	73
知的しょうがい者 (18歳以上)	490	21	180	104	185

(国立市の知的しょうがいの階層の構成比)



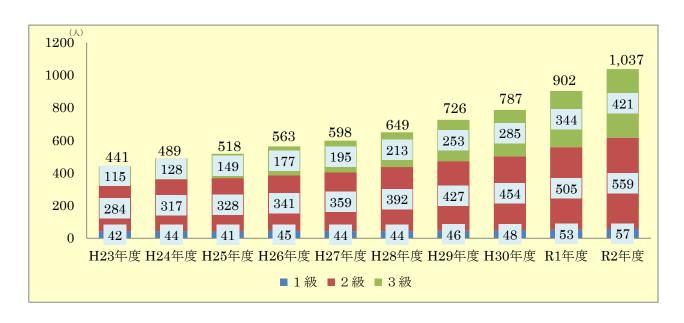
《ポイント》

くにたちしでは、だいたい600人の人に、 知的のしょうがいがある。

③ 精神しょうがいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳は、精神科医師の診断書(または精神しょうがいを理由として支給されている障害年金の証書)に基づき、精神のしょうがいのために長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある人に交付される手帳です。2年ごとに更新が必要です。

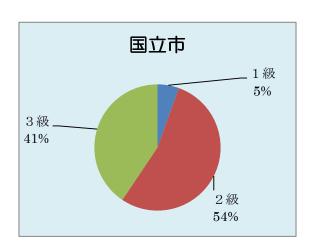
ア 国立市における精神障害者保健福祉手帳の所持者数の階級別推移



イ 国立市における精神障害者保健福祉手帳の所持者数

令和2年(2020年)4月1日現在 単位:人

総数	1 級	2級	3級	
1,037	57	559	421	



【自立支援医療(精神通院)受給者証所持者数】

精神科に定期的に通院するための医療費助成制度を利用している方の人数及び推移は以下のとおりです。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
	(2015年)	(2016年)	(2017年)	(2018年)	(2019年)
国立市	1,201人	1,265人	1,340人	1,445人	1,523人
東京都	49,310人	51,774人	55,860人	58,770人	_

《ポイント》

くにたちしでは、だいたい 1,000 人の人に、精神のしょうがいがある。 1,500 人以上の人が、精神科に通院をしながら生活している。

④ その他のしょうがいのある人の状況

【難病患者に関する推移等】

難病は、長期の療養による医療費の負担が大きいため、またデータの収集を効率的に行い治療研究を推進するため、医療費助成の対象となっている難治性の疾患です。この医療費助成制度は、平成26年(2014年)に成立した法律に基づいて継続的に行われることとなりました。333疾病が医療費助成の対象となっています(令和2年(2020年)4月1日現在)。また、平成25年(2013年)からは、身体障害者手帳等の取得がなくても、障害者総合支援法や児童福祉法のサービスの対象になることとなっています。

国立市では、難病医療費助成の対象者及び18歳未満の「小児慢性疾患」の医療費助成の対象者に手当を支給しています。

ア 国立市における特殊疾病者等福祉手当受給者数



イ 国立市における難病医療等受付件数



《ポイント》

くにたちしでは、800 人くらいの人が治 りにくい病気にかかっている。

【高次脳機能しょうがいしゃ支援の推移】

高次脳機能しょうがいは、脳血管疾患や事故などで脳の一部が損傷することによる後遺症です。言語、記憶、注意、感情、行為などに様々な症状が出現しますが、外見からわかりにくく、一人ひとり症状が異なります。現在は、精神障害者保健福祉手帳の取得や身体障害者手帳の音声・言語機能障害の手帳の取得により、しょうがいしゃとして支援を受けられるようになっています。

国立市では、平成 23 年(2011年) に高次脳機能しょうがいしゃの支援をする職員を配置し相談に対応しつつ、どのような事業を行っていくかを検討してきました。相談のなかで、居場所が欲しいというニーズが多かったため、平成 26 年度(2014年度)より「高次脳機能しょうがいしゃサロン」を開始し、週に1回のプログラムを実施しています。

(高次脳機能しょうがいしゃ相談実人員)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
(2013年度)	(2014年度)	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)
21人	31人	34人	39人	55人	56人	55人	(60人)

※令和2年度は2020年12月1日現在

《ポイント》

高次脳機能しょうがいは外見からわかりにくく、症状にも違いがある。 くにたちしで相談できる体制をつくったら、60 人くらいの人から相談がくる ようになっている。

⑤ しょうがいのある児童の状況

児童福祉法の改正によりしょうがいのある児童の通所サービスが変更となり、平成24年度(2012年度)から児童発達支援・放課後等デイサービスなどの「障害児通所支援」として提供されるようになりました。

障害児通所支援を利用している児童のサービス種別、主たる障害種別の支給決定人数は 以下のとおりです。

					支給決	定人数	(人)				
					主た	るしょう	がい種別	l内訳			
サービス種類	総数	知的	肢体 不自 由	精神 ※	視覚	聴 覚語	重症 心身	発達	発達 の 疑い	その他	分類 不能
児童発達支援	66	11	5	0	0	2	0	21	27	0	0
医療型児童発達支援	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0	Ο
放課後等デイサービス	148	64	4	0	0	1	0	39	39	0	0
保育所等訪問支援	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
計	218	77	10	0	0	3	1	60	67	0	0

※発達しょうがい、発達しょうがいの疑いを除く

《ポイント》

障害児通所支援を利用している児童は220人くらいいる。

利用している児童のしょうがいの種類としては、知的しょうがいが最も多いが、発達しょうがいもしくは発達しょうがいの疑いを合わせるとより多くなる。

3. 成果目標(基本指針による項目立て)

基本指針に沿って項目ごとに第5期の実績及び第6期の見込みを示しています。なお、第5期の実績のうち、令和2年度(2020年度)については令和2年(2020年)10月末の数値であり(かっこ)で表記しています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

基本指針 ①令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行 ②令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6% 以上削減

◇用語の説明

入所施設	しょうがいや家庭の事情などさまざまな理由により自宅で生活できな
	い方に、生活の場及び日中活動の場を提供するとともに、介護、食
	事、入浴、その他必要な支援を提供する施設
	サービスの名称としては「施設入所支援」という。通常、施設入所支
	援と生活介護などの日中活動とが提供されており、このような施設を
	「障害者支援施設」という
地域生活への移行	障害者支援施設等の施設に入所しているしょうがいしゃ又は精神科病
	院に入院している精神しょうがいしゃが、グループホーム、一般住宅
	などを利用して、暮らしたいと望む地域で、自らの意思で選択・決定
	し、地域社会の一員として自分らしい暮らしをすること

第5期しょうがい福祉計画の実績は目標に達することができないかたちで推移しました。基本指針や国立市しょうがいしゃ計画の理念に沿ってさらなる削減を目指し、地域移行や入所希望者の共同生活援助利用を検討するなどの取り組みをしていきます。基本指針では、令和元年度(2019年度)末時点からの6%以上を地域生活に移行としており、国立市では3.7人以上の移行をすすめることとなりますが、3人の移行を目指します。また、元年度(2019年度)末の入所者数の1.6%減とすると、0.9人減を目指すこととなりますので、3人の移行を勘案しつつ、1人を減算し令和5年度(2023年度)末は58人と見込みます。

(施設入所支援の利用)

		第5期実績値			第6期見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	
目標値	平成28年	度末時点の		令和元年度末時点の			
日际但	60人から▲3人				62 J	、から▲4人	
実績(各年度末)	63人	62人	(62人)	61人	60人	58人	

(2) 精神しょうがいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本指針 ①保建 医療および福川関系者による揺棄の開催回数を設定

- ②精神障害者の地域移行支援の利用者数を設定
- ③精神障害者の自立生活援助の利用者数を設定

◇用語の説明

地域包括ケアシステム	しょうがいしゃや高齢者、子どもを含む、地域のすべての住民の関
	りによる、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続
	けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一
	体的に提供される体制のこと

国立市では、精神しょうがいにも対応した地域包括ケアシステムに関して令和2年度(2020年度)より協議の場を設けています。協議の場では、精神科病院の長期(1年以上)入院者の地域移行(②、③)や、長期にわたる入院の回避を主眼におくこととし、(3)地域生活支援拠点の整備と相まって協議をすすめています。

この協議を第6期では年間4回開催することを目標とし、さらなる地域移行を推し進めます。令和2年度には1人であった地域移行支援を令和5年度(2023年度)には3名、令和2年度(2020年度)には全しょうがい合わせて5人であった自立生活援助の利用者数を精神しょうがいのある人のみで令和5年度(2023年度)に3名とします。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

基本指針 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保 しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討

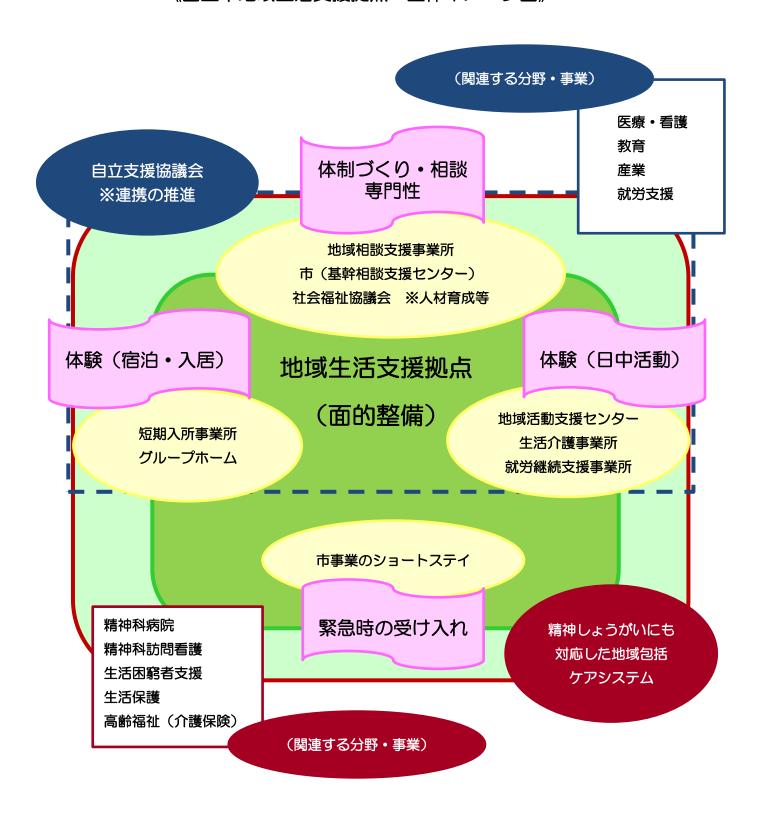
◇用語の説明

入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等
の課題に対応したサービスの提供体制を整備して行われる「相談」
「一人暮らしやグループホーム等の体験の機会・場」「ショートステ
イによる緊急時受け入れ体制」などの地域生活支援の機能をさらに強
化するため、一定の地域内に、それらの機能を集約し、グループホー
ム又は障害者支援施設に付加した拠点のこと。あるいは、前述の機能
を地域における複数の機関が分担して担う体制のこと

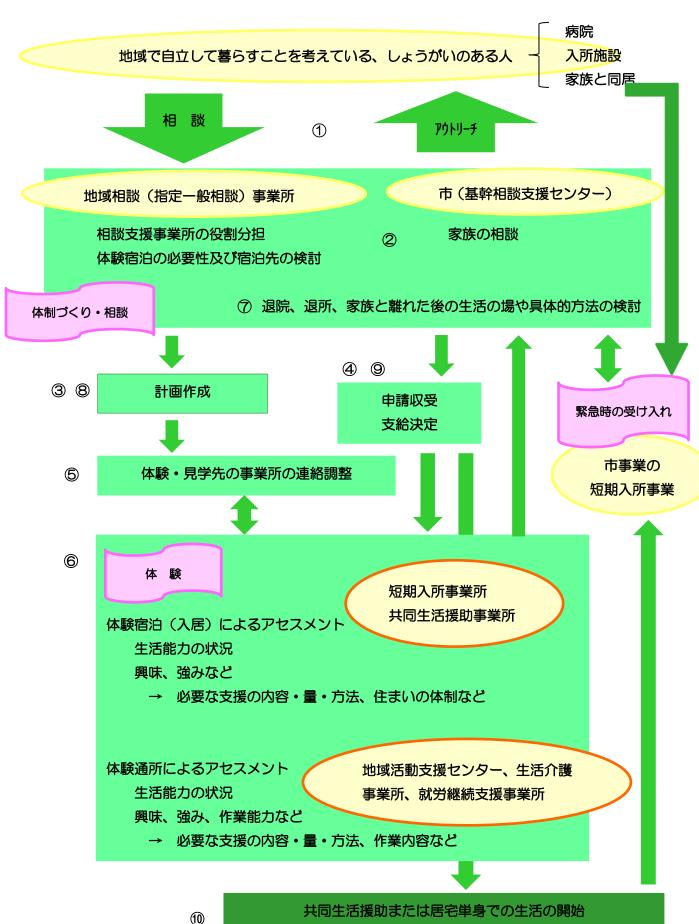
障害福祉サービスの関係機関のネットワークによる面的整備をすすめ、令和5年度(2023年度) 末までに設置し、年に1回以上の運用検討をします。整備を進めるにあたっては、自立支援協議会及び 相談支援連絡会において協議をしていきます。

また、市が面的整備のコーディネーターとなれるよう、基幹相談支援センターの設置について積極的 に検討をすすめます。

《国立市地域生活支援拠点~全体イメージ図》



《国立市地域生活支援拠点~支援のながれのイメージ図》



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

基本指針 ①令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成

- ②就労移行支援については、令和5年度までに、令和元年度実績の 1.30 倍以上の移行 実績を達成
- ③就労継続支援A型については、令和5年度までに、令和元年度実績の 1.26 倍以上を 達成
- ④就労継続支援B型については、令和5年度までに、令和元年度実績の 1.23 倍以上を 達成
- ⑤就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を 通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用

◇用語の説明

福祉施設	ここで言う福祉施設とは、主に日中活動を行う施設(生活介護、自立訓
	練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型、B
	型) など) のこと
一般就労	一般の事業所(いわゆる企業や官公庁など)や特例子会社、重度障害者
	多数雇用事業所(一定基準以上のしょうがいのある重度しょうがい者の
	就労に必要な整備等を行っている事業所)などで働くこと

① 移行者数

就労移行支援、就労継続支援の利用者の一般就労への移行者への合計をすると以下のようになります。

	ğ	第5期実績値		第6期見込量			
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	
サービス量の 見込み	4人	6人	6人	7人	7人	9人	
実績 (各年度末)	5人	5人	(2人)				

② 就労移行支援の移行者数

令和元年度(2019年度)における就労移行支援の利用者から一般就労へと移行した人数は5人でした。令和5年度(2023年度)末には6人を目標とします。

		第5期実績値	į		第6期見込量	
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
目標値	1人	3人	3人	4人	4人	6人
実績(各年度末)	2人	5人	(2人)			
見込みに対する実績の比率(%)	200	160	_			

③ 就労継続支援A型の移行者数

令和元年度(2019年度)における就労継続支援A型の利用者から一般就労へと移行した人数はO人でした。令和5年度(2023年度)末には1人を目標とします。

		第5期実績値	į		第6期見込量	
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
サービス量の見込み	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実績(各年度末)	1人	0人	(0人)			
見込みに対する実績の比率(%)	100	0	_			

④ 就労継続支援B型の移行者数

令和元年度(2019年度)における就労継続支援B型の利用者から一般就労へと移行した人数はO人でした。令和5年度(2023年度)末には2人を目標とします。

		第5期実績値	İ		第6期見込量	
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
サービス量の見込み	2人	2人	2人	2人	2人	2人
実績(各年度末)	2人	0人	(0人)			
見込みに対する実績の比率(%)	100	0	_			

⑤ 「就労定着支援」の利用

一般就労に移行する者のうち、令和元年度(2019年度)においては、15人が就労定着支援事業を利用しました。令和5年度(2023年度)には、基本方針どおりに就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業の利用することとします。また、国立市内の就労定着支援事業所は、令和元年度(2019年度)末3か所あります。すでに就労定着支援を実施する事業所との連携を強めながら、新規事業所の開拓を進め、定着実績が8割を超える事業所が全体の7割以上となることを目指します。

(5) しょうがい児支援の提供体制の整備等

基本指針 ①令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制 を構築

- ②令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課 後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保
- ③令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

◇用語の説明

保育所等訪問支援	保育所など集団生活を営む施設等に通うしょうがい児について、その
	施設を訪問し、しょうがい児がしょうがい児以外の児童との集団生活
	に適応することができるよう専門的な支援を行うサービス
重症心身障害	重度の知的しょうがいと重度の肢体不自由が重複している状態のこと
	東京都では、愛の手帳1度または2度と肢体不自由の1級または2級
	が重複している状態やそれと同等の状態
児童発達支援	しょうがい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識
	技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供するサービス
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に対する児童発達支援及び治療
放課後等デイサービス	在学中のしょうがい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、
	生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとと
	もに、居場所づくりを行うサービス
児童発達支援センター	児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などを実施
	し、地域のしょうがい児に通所にて支援を提供するセンター
居宅訪問型児童発達支	重症心身しょうがい児など外出が著しく困難なしょうがい児の居宅を
援	訪問して実施する児童発達支援サービス 平成30年度新設

① 令和5年度(2023年度)末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築 北三丁目に開設された児童発達支援センターの機能のひとつとして保育所等訪問支援があり、関

係機関との連携によりニーズに合わせた支給体制の確保を目指します。

② 令和5年度(2023年度)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保

北三丁目に開設された児童発達支援センターの機能のひとつとして重症心身しょうがい児を支援する児童発達支援事業の運営を組み入れるよう働きかけ、令和5年度(2023年度)秋までに体制確保を支援します。また、重症心身しょうがい児を支援する放課後等デイサービス事業については、すでに市内社会福祉法人により事業が運営されており、今後も引き続き連携、協働していきます。

③ 令和5年度(2023年度)末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置

医療的ケア児(たんの吸引や経管栄養の注入などの医療的な行為が日常生活に必要とされる児童)の支援体制を協議する場が求められています。小児医療機関や訪問看護ステーションに連携先を求め、相談支援事業所を含めた協議の場を設置すると同時に、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組

基本指針 ①令和5年度に、地域の相談支援事業者に対する訪問等による助言の回数の設定

②令和5年度に、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数回数の設定

③令和5年度に、地域の相談支援機関との連携強化の取組実施回数の設定

制度の高度化やニーズの多様化などによって総合的・専門的な相談支援が必要となっています。国立市では、地域の方々が安心して暮らしていけるように相談体制の強化に取り組んでいます。地域の相談事業所に対して訪問等を通しての助言を令和5年度(2023年度)には5件行います。令和5年度(2023年度)には人材育成の支援を3件行い、地域の相談支援機関との連携強化を目的とした協議の場を年に3回開催します。

(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

基本指針 ①令和5年度までに、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に市町村職 員の参加人数の設定

②令和5年度までに、障害者審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の構築

国立市における更なる障害福祉サービスの質を向上させるために、しょうがいしゃ支援課職員の 人材育成にも力を入れます。東京都が行う研修にしょうがいしゃ支援課職員全員が参加することを 通じ、最新知識・傾向の把握に努めます。

またより効率的な福祉サービスの構築に向け、審査結果の分析・共有をする体制を構築します。

4. 活動指標(障害福祉サービス等の見込量)

障害福祉サービス等及び地域生活支援事業について、以下のとおり各年度末(3月)の実績を示します。第5期実績値のうち令和2年度(2020年度)は10月の数値であり、(かっこ)で表記します。グラフ中の平成27年(2015年)から平成29年(2017年)の実績値については第5期国立市しょうがい福祉計画・第1期しょうがい児福祉計画を元に作成しています。

(1) 障害福祉サービスの第5期実績値と第6期各年度見込量(各年度3月値)

① 訪問系サービスの見込量

第5期は訪問系サービスの見込量を実績値が上回りました。見込量を推定する際に、人材不足のためにサービス可能な時間数が減るのではないかと考え、見込量を過少に推定したためだと思われます。第6期の見込量については、第5期の実績値から利用ニーズが引き続き見込まれるものとしました。

◇用語の説明

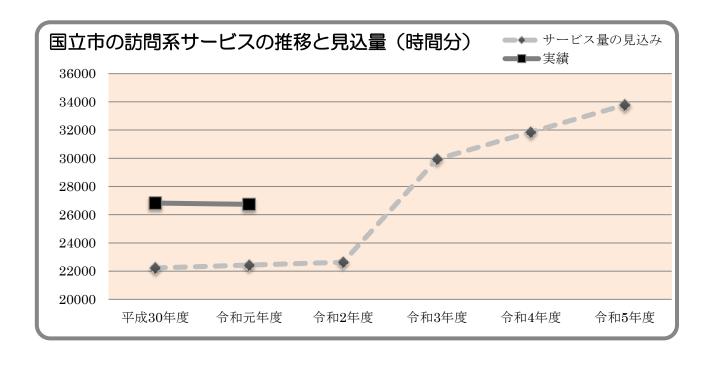
訪問系サービス〔主として自宅において提供される支援サービス〕

居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護など、日常生活上の支援を行うサー
	ビス
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護が必要な方に、入浴・排せつ・食事の介護、
	外出時の移動支援など総合的な支援を行うサービス
行動援護	知的しょうがい・精神しょうがいにより行動に著しい困難のある方に、
	行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い方に、居宅介護な
	ど複数のサービスを包括的に提供するサービス
同行援護	視覚しょうがいにより、移動に著しい困難を有するしょうがい者の方の
	外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護など
	を提供するサービス

〔時間数〕

					第5期実績値			
					平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
					(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	
サー	サービス量の見込み				22,230 時間	22,430 時間	22,630 時間	
実	居	宅	介	護	3,246.00 時間	2,989.00 時間	(3,277.25 時間)	
績値	行	動	援	護	2,015.00 時間	1,669.00 時間	(1,760.00 時間)	
	重	度訪	問介	護	21,179.00 時間	21,857.00 時間	(22,699.5 時間)	
年	重度	度障害者	等包括:	支援	0.00 時間	0.00 時間	(0.00 時間)	
(各年度末)		行	援	護	383.00 時間	238.00 時間	(303 時間)	
dž					26,823 時間	26,732 時間	(28,039.75 時間)	
見込	見込みに対する実績の比率(%)			%)	120.66	112.40	_	

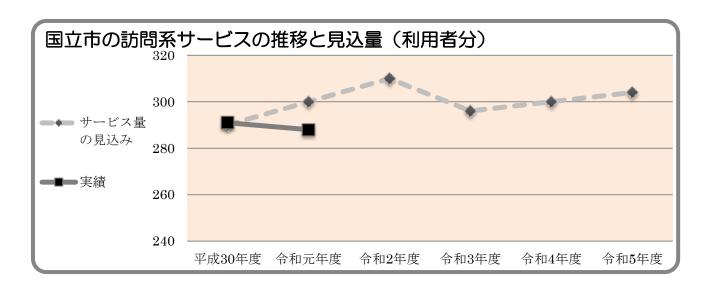
						第6期見込量	
					令和3年度	令和4年度	令和5年度
					(2021 年度)	(2022年度)	(2023 年度)
サービス量の見込み					29,945 時間	31,861 時間	33,778 時間
事	居	宅	介	護	3,250 時間	3,260 時間	3,270 時間
事業別	行	動	援	護	1,800 時間	1,900 時間	2,000 時間
	重	度訪	問介)護	24,585 時間	26,390 時間	28,196 時間
の見重度訪問介護込重度障害者等包括支援				支援	〇 時間	〇時間	〇 時間
<i>か</i>		行	援	護	310 時間	311 時間	312 時間



〔利用者数〕

						第5期実績値	
					平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
					(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)
サー	サービス量の見込み				290人	300人	310人
実	居	宅	介	護	154人	152人	(156人)
実績値	行	動	援	護	59人	61 人	(60人)
	重	度訪	問介	護	57人	56人	(57人)
(各年度末	重度	度障害者	等包括	支援	0人	0人	(0人)
末		行	援	護	21 人	19人	(19人)
計					291 人	288人	(292人)
見込みに対する実績の比率(%)				%)	100.3	96.0	_

					第6期見込量						
					令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度				
					(2021 年度)	(2022年度)	(2023 年度)				
サービス量の見込み					296人	300人	304人				
事	居	宅	介	護	158人	156人	158人				
事業別	行	動	援	護	60人	61人	61 人				
の	重	度訪	問介)護	59人	60人	62人				
見ります。これは、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日			支援	0人	0人	0人					
<i>か</i>		行	援	護	19人	19人	19人				



② 日中活動系サービス及び短期入所等の見込量

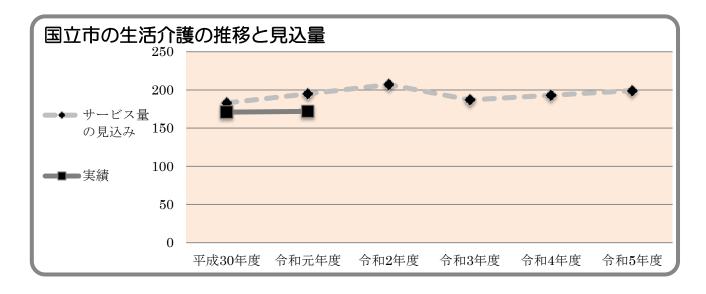
地域での生活の安定のため、訪問系サービスと同様利用を多く見込んでいました。サービス種別で違いはあるものの、見込みどおりの増加で推移しています。第6期についても第5期の事業継続を見込みました。

◇用語の説明

日中活動系サービス〔施設などを利用し、主として昼間に提供される支援サービス〕

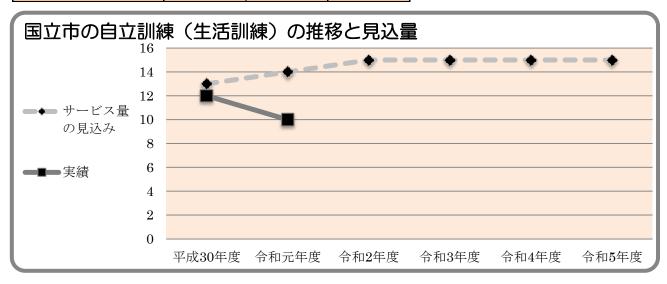
生活介護	常に介護を必要とする方に、日中活動の場を提供するとともに、入浴・
	排せつ・食事の介護などを行うサービス
自立訓練(機能訓練)	身体しょうがいの方に、一定期間、身体機能の向上のために、必要な訓
	練やその他の支援を提供するサービス
自立訓練(生活訓練)	知的しょうがい・精神しょうがいの方に、一定期間、日常生活能力の向
	上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
就労移行支援	就労希望の方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓
	練などを提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサー
	ビス
就労継続支援(A型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、主に雇用契約により働く場を提
	供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援(B型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約なしで、職業訓練を中
	心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を
	行うサービス
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行したしょうがい者で、就労
	に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡
	調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス
療養介護	医療と常時の介護を必要とする方に、病院などで、機能訓練、療養上の
	管理、その他必要な支援を提供するサービス
短期入所	一時的な諸事情により自宅での生活が困難な方に、短期間、夜間も含め
(ショートステイ)	施設などで、生活の場やその他必要な介護などを提供するサービス

■生活介護	第5期実績値				第6期見込量	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023 年度)
サービス量の見込み	183人	195人	207人	187人	193人	199人
実績(各年度末)	171人	172人	(181人)			
見込みに対する実績の比(%)	93.4	88.2	_			

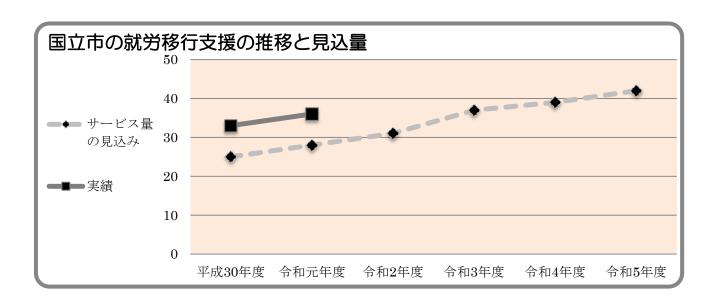


■自立訓練		第5期実績値		第6期見込量		
(機能訓練)	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
サービス量の見込み	1人	1人	1人	1人	1人	1人
実績(各年度末)	0人	0人	(0人)			
見込みに対する実績の比(%)	0.0	0.0				

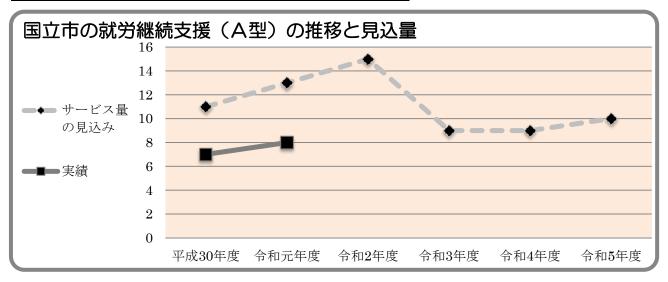
■自立訓練	第5期実績値			第6期見込量		
(生活訓練)	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
サービス量の見込み	13人	14人	15人	15人	15人	15人
実績(各年度末)	12人	10人	(14人)			
見込みに対する実績の比(%)	92.3	64.2				



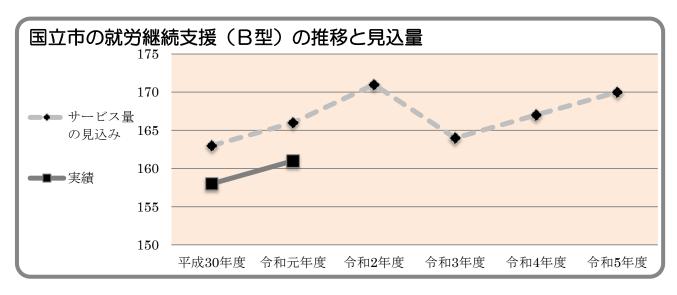
■就労移行支援	第5期実績値				第6期見込量	
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
_	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
サービス量の見込み	25人	28人	31人	37人	39人	42人
実績(各年度末)	33人	36人	(34人)			
見込みに対する実績の比(%)	132	125	_			



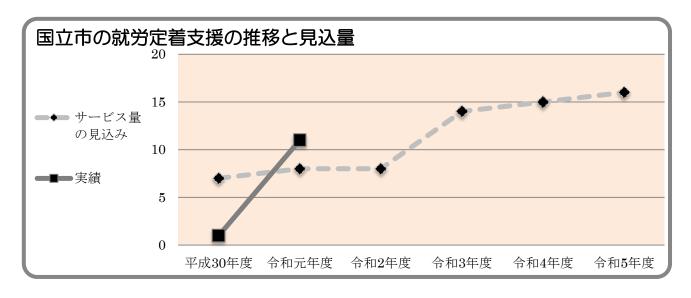
■就労継続支援	第5期実績値			第6期見込量		
(A型)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
サービス量の見込み	11人	13人	15人	9人	9人	10人
実績(各年度末)	7人	8人	(8人)			
見込みに対する実績の比(%)	63.6	61.5				



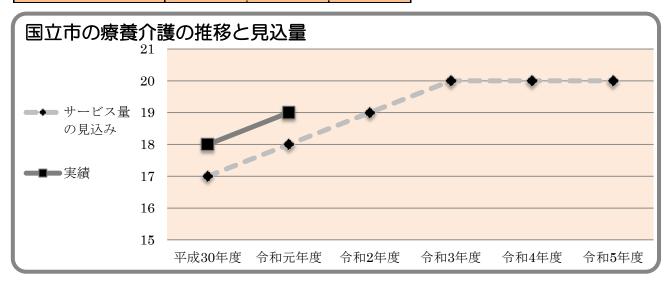
■就労継続支援	第5期実績値			第6期見込量		
(B型)		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022 年度)	(2023年度)
サービス量の見込み	163人	166人	171人	164人	167人	170人
実績(各年度末)	158人	161人	(156人)			
見込みに対する実績の比(%)	96.9	96.9				



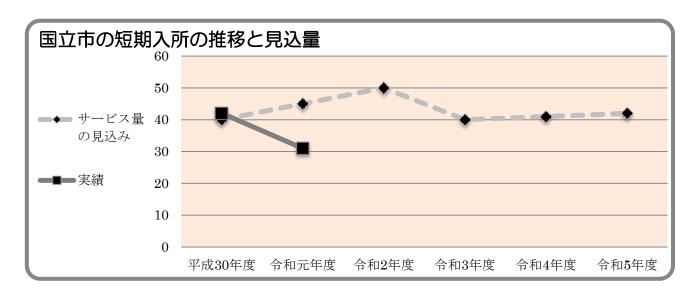
■就労定着支援	第5期実績値				第6期見込量	
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
サービス量の見込み	7人	8人	8人	14人	15人	16人
実績(各年度末)	1人	11人	(12人)			
見込みに対する実績の比(%)	14.2	137.5	-			



■療養介護	第5期実績値				第6期見込量	
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023 年度)
サービス量の見込み	17人	18人	19人	20人	20人	20人
実績(各年度末)	18人	19人	(20人)			
見込みに対する実績の比(%)	105.8	105.5	_			



■短期入所	第5期実績値				第6期見込量	
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
サービス量の見込み	40人	45人	50人	40人	41 人	42人
実績(各年度末)	42人	31人	(35人)			
見込みに対する実績の比(%)	105.0	68.8				



③ 居住系サービスの見込量

居住系サービスのうち、共同生活援助(グループホーム)については、令和2年度 (2020年度)も新しく事業所が立ち上がるなど需要も供給も見込みどおり膨らんでお り、現在の増加傾向が続くと考えて見込量を設定しております。

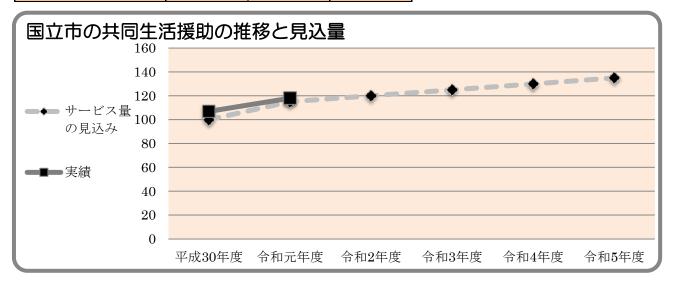
宿泊型自立訓練は、「通勤寮」や「生活訓練施設」として実績があり、家族からの自立 や精神科病院からの退院の過程で利用されます。自立生活援助は、平成30年度(2018年度)新設のサービスです。令和2年度の実績値の増加から、第6期は利用増を見込みま した。

◇用語の説明

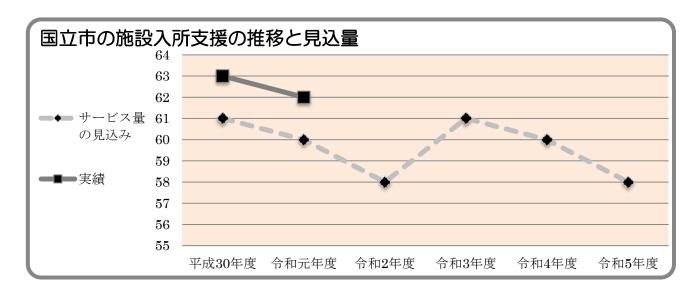
居住系サービス〔施設などにおいて、主として夜間や休日に提供される支援サービス〕

共同生活援助	共同生活を行う住居で、相談、その他日常生活に必要な支援を提供する
(グループホーム)	サービス
施設入所支援	施設に入所している方に、入浴・排せつ・食事の介護など、その他日常
	生活に必要な支援を提供するサービス
宿泊型自立訓練	知的しょうがいまたは精神しょうがいのある人に、家事等の日常生活能
	力の向上のための支援や生活に関する相談・助言などを、昼夜を通じて
	提供し、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行うサービス
自立生活援助	施設やグループホームを利用していたしょうがい者で一人暮らしをす
	る方に対し、定期的な訪問を行い、生活面での課題や体調の変化などに
	ついて確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービス

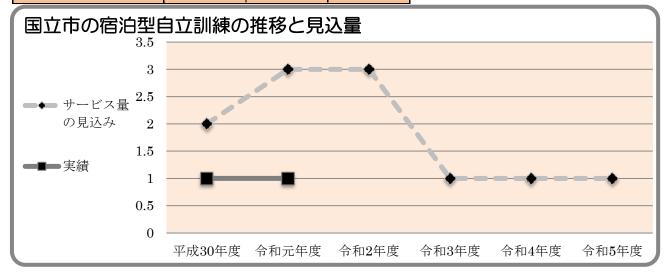
■共同生活援助	第5期実績値				第6期見込量	
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
サービス量の見込み	100人	115人	120人	125人	130人	135人
実績(各年度末)	107人	118人	(121人)			
見込みに対する実績の比(%)	107.0	102.6				



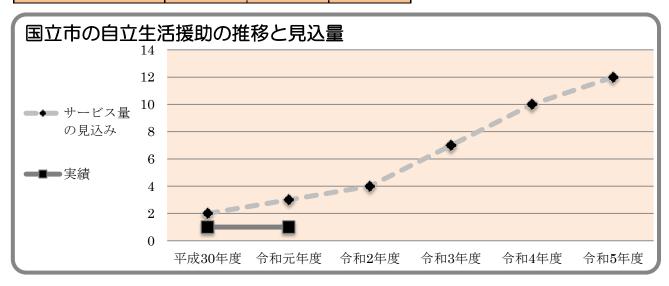
■施設入所支援	第5期実績値				第6期見込量	
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
サービス量の見込み	61 人	60人	58人	61人	60人	58人
実績(各年度末)	63人	62人	(62人)	※自立訓練利用 ます。	用に伴う施設入	所支援を含み
見込みに対する実績の比(%)	101.8	107.1		0.00		



■宿泊型自立訓練	第5期実績値				第6期見込量	
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023 年度)
サービス量の見込み	2人	3人	3人	1人	1人	1人
実績(各年度末)	1人	1人	(1人)			
見込みに対する実績の比(%)	50	33.3	_			



■自立生活援助	第5期実績値				第6期見込量	
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
サービス量の見込み	2人	3人	4人	7人	10人	12人
実績(各年度末)	1人	1人	(5人)			
見込みに対する実績の比(%)	50.0	33.3	_			



④ 計画相談支援等の見込量

計画相談支援(指定特定相談ともいう)は平成27年(2015 年)4月より、障害福祉サービスのすべての支給決定において必須となりました。以下の実績・見込みは月での算出となりますが、計画相談支援の支給決定数としては、令和2年(2020年)4月現在479件です。国立市ではセルフプランの希望も多く、約25%がセルフプランとなっています。必要に応じ、相談支援事業所による計画相談支援の利用を提案していきます。

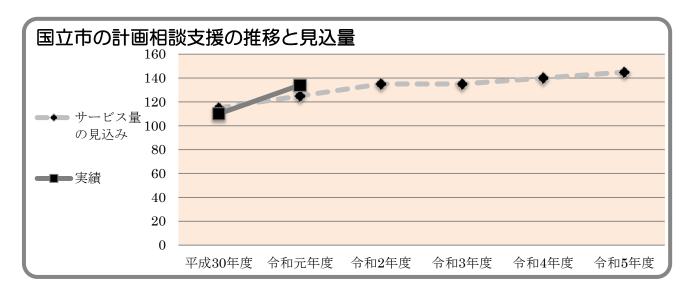
地域相談(指定一般相談ともいう)には地域移行支援と地域定着支援とがあり、地域移行をすすめるうえで需要が見込まれます。

◇用語の説明

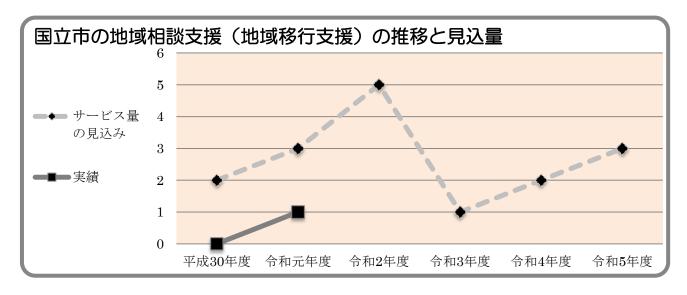
計画相談支援等〔障害福祉サービスの利用計画の作成、地域生活への移行や定着についての支援〕

計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、障害福祉サービ
	ス等の利用の開始や継続に際して、しょうがい者の心身の状況、その置
	かれている環境等を勘案し、サービスの利用計画を作成するサービス
地域移行支援	障害者支援施設等の施設に入所しているしょうがい者又は精神科病院
	に入院している精神しょうがい者につき、住居の確保その他の地域に
	おける生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与す
	るサービス
地域定着支援	居宅において単身等の状況において生活するしょうがい者につき、当
	該しょうがい者との常時の連絡体制を確保し、しょうがいの特性に起
	因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与するサービ
	ス

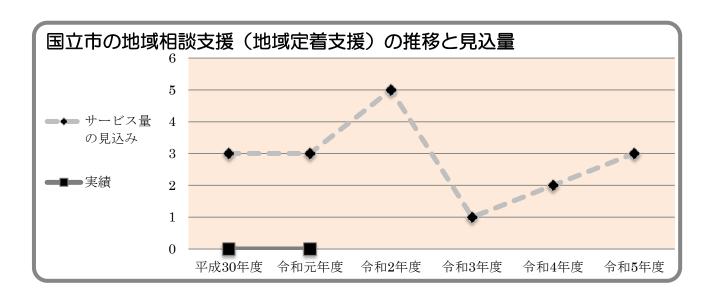
■計画相談支援	第5期実績値				第6期見込量	
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
サービス量の見込み	115人	125人	135人	135人	140人	145人
実績(各年度末)	110人	134人	(123人)			



■地域相談支援	第5期実績値			第6期見込量		
(地域移行支援)	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
サービス量の見込み	2人	3人	5人	1人	2人	3人
実績(各年度末)	0人	1人	(0人)			
見込みに対する実績の比(%)	0.0	33.3	_			



■地域相談支援		第5期実績値		第6期見込量		
(地域定着支援)	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
サービス量の見込み	3人	3人	5人	1人	2人	3人
実績(各年度末)	0人	0人	(0人)			
見込みに対する実績の比(%)	0.0	0.0	_			



⑤ 障害児通所支援、障害児相談支援等の見込量

第6期についても第5期の実績値の推移と令和2年度の実績値から事業の継続を見込んでいます。平成24年度(2012年度)より市町村の支給決定により提供されるようになった障害児通所支援は、利用に対するニーズの高まりの影響もあり、多くの方が利用するようになりました。国立市内の事業所数も、平成27年(2015年)4月に放課後等ディサービスが8か所、児童発達支援が1か所であったものが、令和2年(2020年)10月にはそれぞれ12か所、5か所となっています。

これらの通所支援を受けるためには、障害福祉サービス同様に計画の作成が必要となっており、支給決定数としては令和2年(2020年)4月現在88件です。児童は保護者によるセルフプランがより多く、60%以上に達しています。家族支援の観点からも、障害児相談支援の充実を図っていく必要があります。

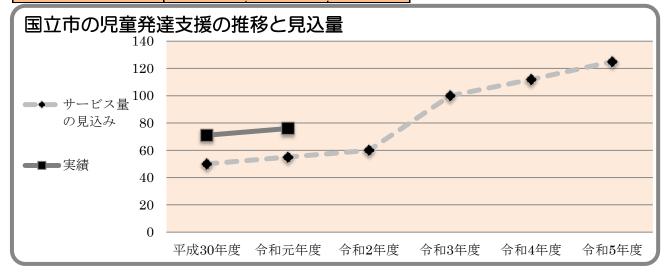
なお、しょうがい児の入所に関しては、平成24年度(2012年度)以降も東京都(児童相談所)が担っています。

◇用語の説明

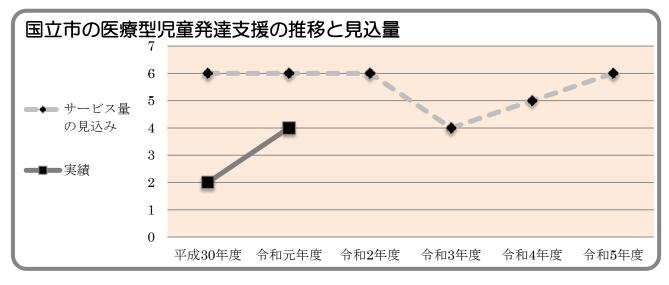
障害児通所支援系サービス〔しょうがい児を対象に、施設などを利用し日中提供される支援〕

児童発達支援	しょうがい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技
	能の付与、集団生活への適応訓練などを提供するサービス
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対して児童発達支援
	及び治療を行うサービス
放課後等デイサービス	在学中のしょうがい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生
	活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するととも
	に、居場所づくりを行うサービス
保育所等訪問支援	しょうがい児が他の児童との集団生活に適応することができるよう、
	しょうがい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応
	じて適切かつ効果的な支援を行うサービス
居宅訪問型児童発達支援	重度のしょうがい等により、障害児通所支援を利用するために外出す
	ることが著しく困難なしょうがい児に、しょうがい児の居宅を訪問し
	て発達支援を行うサービス(平成 30 年度新設)
障害児相談支援	障害児通所支援等の利用を希望する方に、障害児支援利用計画を作成
	し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行
	うサービス

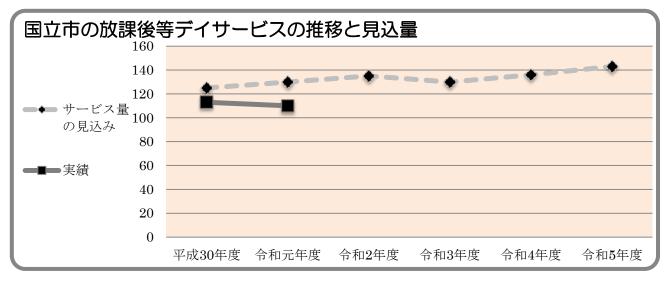
■児童発達支援	第1期実績値				第2見込量	
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023 年度)
サービス量の見込み	50人	55人	60人	100人	112人	125人
実績(各年度末)	71 人	76人	(83人)			



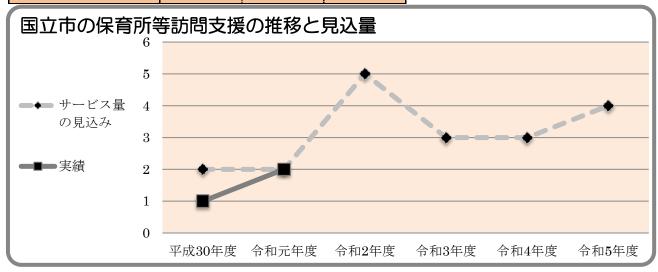
■医療型児童発達	第1期実績値				第2期見込量	
支援	平成 30 年度	P成 3O 年度 令和元年度 令和2年度 ·			令和4年度	令和5年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
サービス量の見込み	6人	6人	6人	4人	5人	6人
実績(各年度末)	2人	4人	(4人)			



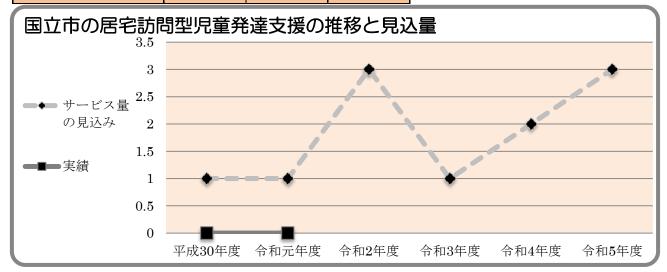
■放課後等デイ		第1期実績値			第2期見込量		
サービス	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	
サービス量の見込み	125人	130人	135人	130人	136人	143人	
実績(各年度末)	113人	110人	(124人)				



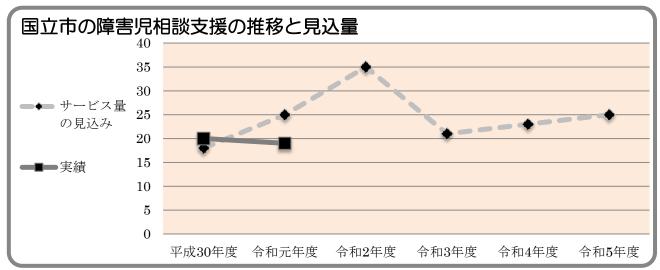
■保育所等訪問		第1期実績値			第2期見込量	令和4年度 令和5年度 (2022年度) (2023年度) 3人 4人	
支援	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
_	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	
サービス量の見込み	2人	2人	5人	3人	3人	4人	
実績(各年度末)	1人	2人	(2人)				



■居宅訪問型		第1期実績値			第2期見込量	第2期見込量 令和4年度 令和5年度 (2022年度) (2023年度)		
児童発達支援	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)		
サービス量の見込み	1人	1人	3人	1人	2人	3人		
実績(各年度末)	〇人	0人	0人					



■障害児相談支援	第1期実績値				第2期見込量		
	平成30年度 令和元年度 令		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (2023年度)	
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	
サービス量の見込み	18人	25人	35人	21人	23人	25人	
実績(各年度末)	20人	19人	(14人)				



⑥ 医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

令和元年度(2019年)に市内にコーディネーターは2名となりました。令和2年度(2020年度)中に新たに3名追加を予定しています。令和5年度(2023年)末までに開設される基幹相談支援センターへの1名配置を目指し、調整していきます。

(2) 地域生活支援事業の第5期実績値と第6期各年度見込量

◇用語の説明

地域生活支援事業〔地域の特性や利用者の状況に応じて、自治体の創意工夫により実施する事業〕

-B-3/12/3/23/3/3/3/3/3/3/3/3/3/3/3/3/3/3/3/	
相談支援事業	地域のしょうがいのある方などの総合的な相談に応じ、必要な情報の提供
	や権利擁護に必要な支援、関係機関との連絡調整などを行い、相談支援体
	制やネットワークの構築を行う事業
基幹相談支援センター	身体しょうがい者、知的しょうがい者、精神しょうがい者の総合的な相談
	や、地域の相談支援事業者間の連絡調整、関係機関の連携の支援を行う、
	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の
	理由により入居が困難なしょうがい者に対し、入居に必要な調整等に係る
	支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じてしょうがい者の地域
	生活を支援する事業
理解促進•研修啓発事業	しょうがい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」
	を除去するため、しょうがい者等の理解を深める研修・啓発を通じて地域
	住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業
自発的活動支援事業	しょうがい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよ
	う、しょうがい者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取
	り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業
成年後見制度利用支援	身寄りがないなど、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない
事業	しょうがい者について、市長が代わりに申立てを行ったり、成年後見制度
	を利用するための費用負担が困難なしょうがい者に対して、審判の申立て
	にかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行う事業
成年後見制度法人後見	成年後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整
支援事業	備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するこ
	とで、しょうがい者の権利擁護を図る事業
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能などのしょうがいのため、意思の疎通を図ることが困難な
	方に、手話通訳や要約筆記者の派遣、手話通訳の設置などを行う事業
日常生活用具給付事業	在宅のしょうがいのある方に、その方に適した自立生活支援用具など日常
	生活用具を給付又は貸与する事業
移動支援事業	単独での外出が困難な方が円滑に外出できるよう移動を支援する事業
地域活動支援センター	日中活動の場の提供や社会との交流などを行う施設
任意事業	地域生活支援事業のうち、自治体ごとの事情に応じ実施する事業。国立市で
	は、訪問入浴サービス事業、自動車運転教習・自動車改造費助成事業、点字・
	声の広報発行事業、地域参加型介護サポート事業、日中一時支援事業を実施
L	

① 相談支援事業等の見込み

第6期についても第5期の事業の継続を見込みます。

理解促進研修・啓発事業は、障害者週間イベントとして実施していますが、その他についても機会を捉え啓発に努めます。

自発的活動支援事業としては、「障害者参加型サービス活用事業」の内容がこれに該当します。ピアサポートによる自立の支援や余暇支援を実施します。また、自立支援協議会の部会活動も進めていきます。

相談支援事業は前述の計画相談支援、障害児相談支援とは異なり、障害福祉サービス等の利用の有無に関わらず、日常生活・社会生活全般の相談に対応します。市しょうがいしゃ支援課で実施する他、3事業所への委託相談を継続します。また、市の相談支援については基幹相談支援センター設置を検討します。現状でもしょうがいしゃ支援課に専門職を配置して機能強化を図っており、これを継続します。

住宅入居等支援事業については、生活困窮者自立支援法に基づく支援との連携を継続し、地域生活支援事業としての実施は見込みません。成年後見制度利用支援は、必要に応じて関係機関と連携のうえ市長申立てを行い、また、市の要綱に基づき後見人報酬費助成を実施していきます。

しょうがい者虐待防止センターについては、市しょうがいしゃ支援課での取組みと相談支援事業所への委託による夜間・休日対応を継続していきます。

	第	85期実績値		ŝ	第6期見込量	<u> </u>
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023 年度)
理解促進研修•啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所	3 か所	3か所	3か所
基幹相談支援センターの設置	_	_	_	設置に 向け検討	設置に 向け検討	設置に 向け検討
基幹相談支援センター等機 能 強 化 事 業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業		_	_	_	_	_
成 年 後 見 制 度 利 用 支 援 事 業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
成 年 後 見 制 度 法 人 後 見 支 援 事 業	_	_	_	1	-	_
しょうがい者虐待防止センタ ーの設置	1 か所 及び 夜間・休日 相談委託 1 か所					

② 意思疎通支援事業の見込み

意思疎通支援事業については、概ね現状どおりの実施を見込みますが、要約筆記の派遣については、情報保障の観点から進めていきます。手話通訳者の確保にも努めます。

	, 5	第5期実績値	1	第6期見込量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	
手話通訳者派遣事業 (件)	411	507	(167)	500	500	500	
要約筆記者派遣事業 (件)	0	0	(0)	6	6	6	
手話通訳者設置事業(回)	93	141	(41)	150	150	150	
手話講習会修了者数 (人)	47	37	_	47	48	50	
登録手話通訳者数 (人)	11	11	10	11	12	13	

各年度延べ数

ただし登録手話通訳者については年度末の実人数

③ 日常生活用具給付事業の見込み

日常生活用具については、新規の身体障害者手帳取得の状況や転入の状況により変動が大きくなりますが、ほぼ現状どおりの給付を見込みます。

			第5期実績個	<u> </u>	9	第6期見込量	<u> </u>
用具の種別と主な	は用具	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
介護・訓練支援具 ・入浴担架	見込み量	_	_	_	10件	10件	10件
移動用リフト 等	給付件数	10件	5件	(5件)			
自立生活支援用具・つえ	見込み量	_	_	_	13件	14件	15 件
• 火災報知器 等	給付件数	12件	16件	(13件)			
在宅療養等支援用具 ・吸入器	見込み量	_	_	_	10件	11件	12件
・たん吸引器 等	給付件数	6件	4件	(5件)			
情報・意思疎通支援用具・点字タイプライター	見込み量	_	-	_	5件	5件	5件
・拡大読書器等	給付件数	2件	1件	(9件)			
排泄管理支援用具・紙おむつ	見込み量	_	_	_	1,200 件	1,250 件	1,300 件
・ストマ装具 等	給付件数	1,341 件	1,193 件	(534件)			
その他 ・ルームクーラー					40 件	40 件	40 件
浴槽等	給付件数	48件	30 件	(0件)			
住宅改修費 ・手すりの取付け	見込み量			_	10件	10件	10件
・階段昇降機 等	給付件数	5件	8件	(5件)			
合 計	見込み量		_		1,288 件	1,340 件	1,392 件
	給付件数	1,424 件	1,257 件	(571 件)			

各年度延べ数

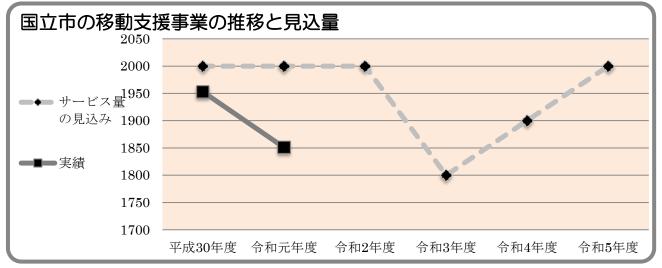
令和2年度(2020年度)については10月までの延べ件数を()で表記

④ 移動支援事業(個別型)の見込み

国立市では、営利目的でないかぎり、通学・通所の移動支援の利用については認めています。また、身体機能のしょうがいに限らず、知的しょうがいや精神しょうがいによって公共交通機関をひとりで利用することが困難な場合の利用も認めています。現状で支援を継続していき、グループ支援型・車両移送型については実施を見込みません。

	第5期実績値			第6期見込量		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022 年度)	(2023年度)
サービス量の見込み	2000件	2000件	2000件	1,800件	1,900 件	2,000件
実績(各年度のべ)	1,953 件	1,851 件	(677件)			

令和2年度については4月~10月までの延べ件数



※平成29年と令和2年は4~10月までの実績値

⑤ 地域活動支援センターの見込み

平成18年(2006年)の障害者自立支援法施行以前に、地域生活支援センター・共同作業所・デイサービスであった事業所が地域活動支援センターに移行し、運営されています。このうち、1か所が平成29年(2017年)4月に生活介護事業所に移行し、日中活動を提供しています。市では2か所の運営を継続し、外出や地域交流の機会を提供していきます。

						· ·	
	第5期実績値				第6期見込量		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	
サービス量の見込み	_	_	_	2か所	2か所	2か所	
実績(各年度のべ)	2か所	2か所	2か所				

⑥ 任意事業の見込み

A 訪問入浴サービス事業(在宅重度心身障害者入浴サービス事業)

• 事業内容

家族の介助だけでは入浴することができない重度のしょうがいのある人に対し、巡回 入浴車を派遣し、自宅において入浴サービスを提供します。

• 基本的な考え方

新規登録者と転出等の減により、概ね現状どおりを見込みます。

	第5期実績値			第6期見込量			
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	
サービス量の見込み	_	_	_	336 件 6 世帯	336 件 6 世帯	336 件 6 世帯	
実	248件7世帯	254 件 7 世帯	(130件) (5世帯)				

各年度延べ件数 世帯は各年度末の実件数

令和2年度(2020年度)については4~10月の延べ件数及び10月末の世帯数を()で表記

B 自動車運転教習 • 自動車改造費助成事業

• 事業内容

心身にしょうがいのある人本人が免許を取得するために要した費用の一部および身体にしょうがいのある人本人が所有し運転する自動車の改造に要した費用の一部を助成します。

• 基本的な考え方

市報や相談支援等を通じて引き続き制度の周知を図り、利用を見込みます。

自動車運転教習 助成事業		第5期実績値	Ĭ	第6期見込量			
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	
サービス量の見込み	_	_	_	2件	2件	2件	
各年度実績	1 件	〇件	(0件)				

自動車改造費		第5期実績値	İ	第6期見込量			
助成事業	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
助以 事未	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	
サービス量の見込み	_	_	_	2件	2件	2件	
各年度実績	1件	〇件	(1 件)				

令和2年度(2020年度)については4月~10月までの実績を()で表記

C 点字・声の広報発行事業

• 事業内容

文字による情報入手が困難な視覚にしょうがいのある人のために、広報(市報くにたち・公民館だより)等の点字版および音訳テープを発行します。

・基本的な考え方

国立市点字サークル・音訳サークル等の協力を得ながら、点字・音訳発行事業を継続していきます。

	第5期実績値			第6期見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023 年度)
サービス量の見込み	_	_	_	点字版 毎号3人 声の広報 毎号6人	点字版 毎号3人 声の広報 毎号6人	点字版 毎号3人 声の広報 毎号6人
実績(各年度末)	点字版 毎号4人 声の広報 毎号6人	点字版 毎号3人 声の広報 毎号6人	(点字版 毎号3人 声の広報 毎号6人)			

D 心身しょうがい者(児)緊急入所事業

• 事業内容

介護者が疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、しょうがいのある人を一時的に施設に預かり、必要な保護を行うショートステイを実施します。

・基本的な考え方

心身しょうがい者(児)緊急入所事業として実施していますが、しょうがいのある人の増加および利用者増を見込みます。また、利用者への周知を図っていきます。地域生活支援拠点整備において緊急時の対応として機能していく見込みです。

	第5期実績値			第6期見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
サービス量の見込み				17人	19人	21人
リーレス重の兄及の	_			270日	290 ⊟	310 ⊟
中纬(夕午许)	14人	15人	(9人)			
実績(各年度)	288 🛭	250 🖯	(125 ⊟)			

人数は年間の実利用者数 日数は年間延べ利用日数

令和2年度は4月~10月の実利用者数と延べ利用日数を()で表記

E 地域参加型介護サポート事業

• 事業内容

地域で暮らすしょうがいのある人を対象とした介護ヘルパー派遣制度です。地域の介護力を活用する考えから、介護者に資格などの制限はありません。しょうがいのある人が自ら選んで、推薦した介護者に家事援助などの日常生活支援や外出時の支援を行ってもらう、国立市独自の障害福祉サービスです。

• 基本的な考え方

障害者自立支援法施行当時より始まった事業です。開始から10年以上が経過している ため、検証・見直しを図ったうえで、継続して実施していきます。

	第5期実績値				第6期見込量	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
サービス量の見込み		_	_	700件	700件	700件
実績(各年度のべ)	721 件	679件	(288件)			

令和2年度は4月~10月の延べ件数を()で表記

F 日中一時支援事業

• 事業内容

しょうがいしゃの日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を目的として、地域のニーズに即してしょうがいしゃの見守り等を行う事業です。

基本的な考え方

平成29年4月より市内の社会福祉法人に委託し、日中活動系サービスの終了時間後の 居場所づくりを行っています。令和元年度における利用延べ人数は893人であり、地域 における日中一時支援の機能を担っています。

令和2年度の利用延べ人数は新型コロナウイルス感染症の影響により、激減しておりますが、登録者数は前年度に比べて増加しており、より多くのしょうがいのある方の居場所になっています。

5. 計画の推進体制等

(1) 実施体制

計画の推進にあたっては、年度ごとの実施状況を確認するとともに、自立支援協議会や相談支援事業所連絡会、作業所等ネットワーク(準備会)などの既存の会議体や、今後設置を計画している、医療的ケア児を支援する協議の場、精神しょうがいにも対応した地域包括ケアシステムを活用し、連携・協働しながら取り組んでいきます。

(2) 進行管理体制 • 評価方法

PDCAサイクルのプロセスに基づき、年度ごと計画の実績を把握し、自立支援協議会へ報告、意見を聴取して評価していきます。

令和3年度(2021年度)、令和4年度(2022年度)の評価の結果を翌年度の計画実施(見直し)に反映させていくとともに、令和5年度(2023年度)には、次期「国立市しょうがい福祉計画・国立市しょうがい児福祉計画」の策定作業に活用していきます。

※ PDCAサイクル … Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (見直し) というサイクル

※資料編

国立市しょうがい者(児)自立支援協議会設置要綱

平成25年7月8日訓令第60号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) 第89条の3第1項に基づき、市民がしょうがいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現し、並びにしょうがい者及びしょうがい児が社会参加する機会を確保することを目的として、地域の関係機関による連携の緊密化を図るとともに、支援環境を充実させる方策について協議を行うため、国立市しょうがい者(児)自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。
 - (1)地域の関係機関による連携強化と情報共有に関すること。
 - (2)地域における障害福祉サービス等に関する情報の収集及び普及啓発に関すること。
 - (3)地域における社会資源の開発、活用及び改善に関すること。
 - (4)相談支援の充実に向けた課題の整理及び対応に関すること。
 - (5)前各号に掲げるもののほか、前条の目的に関する事項

(組織)

- 第3条 協議会は、全体会及び専門部会により構成する。
 - 2 全体会は、次に掲げる者のうちから市長が指名する構成員 20 人以内をもって組織する。
 - (1)相談支援事業所の職員
 - (2)障害福祉サービス事業所の職員
 - (3)保健・医療関係者
 - (4)教育関係機関の職員
 - (5)雇用に関連する職務に従事する者
 - (6)学識経験者
 - (7) しょうがい者・しょうがい者団体等関係者
 - (8)民生委員・児童委員

- (9)専門部会構成員
- (10)前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 専門部会は、別に定める関係機関の職員等をもって組織する。
- 4 協議会の構成員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

(事務局)

- 第4条 協議会の事務局は、関係相談支援事業所をもって構成する。
 - 2 事務局は、健康福祉部しょうがいしゃ支援課と共に協議会の庶務を行う。

(会議)

- 第5条 協議会は、必要に応じ、事務局が招集する。
 - 2 協議会に会務を統括する議長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

(謝礼金)

第6条 市長は、全体会に出席した第3条第2項に規定する構成員に対して、予算の範囲内で別に定めるところにより、謝礼金を支払うものとする。

(秘密の保持)

第7条 協議会の構成員は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び 国立市個人情報保護条例(平成 14 年 12 月国立市条例第 36 号)の規定を遵守する ものとし、協議会で取り扱った個人情報等の秘密を漏らしてはならない。その職を退 いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

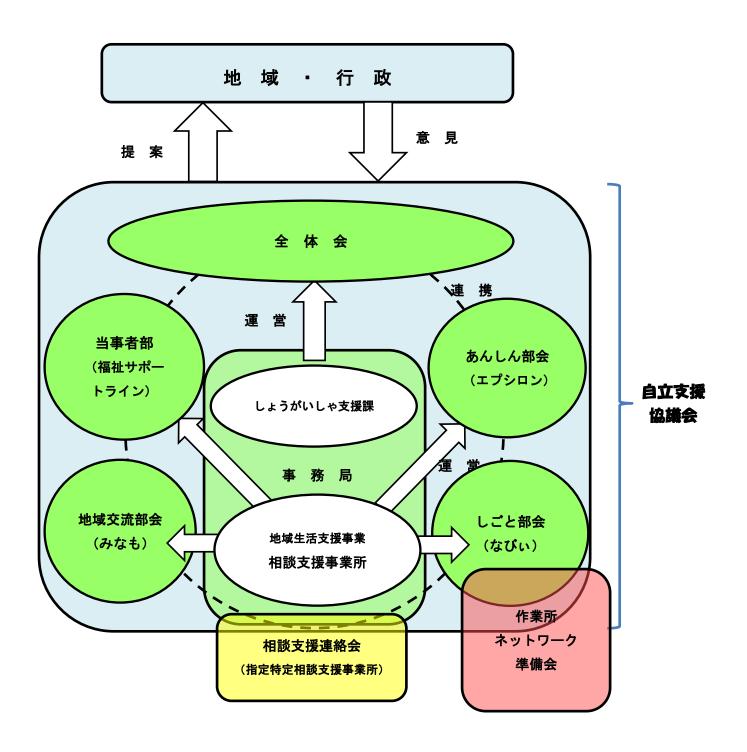
付 則

この訓令は、平成25年7月8日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則 (平成 25 年 12 月 13 日訓令第 94 号)

この訓令は、平成26年2月1日から施行する。

国立市自立支援協議会 イメージ图 (令和2年度)



国立市自立支援協議会 委員一覧 (順不同)

【全体会】11名

役 職	所属	種別
議長	白梅学園大学子ども学部発達臨床学科	学識経験者
	(身体しょうがい当事者)	当事者•家族•関係団体
	(精神しょうがい当事者)	当事者•家族•関係団体
	(しょうがい児保護者)	当事者•家族•関係団体
	国立市社会福祉協議会	社協職員
	国立市医師会	医療関係者
	国立市教育委員会	教育関係機関
	当事者部会指名代表者	部会代表
	地域交流部会指名代表者	部会代表
	しごと部会指名代表者	部会代表
あんしん部会指名代表者		部会代表

【当事者部会】9名(事務局1名)

役 職	所 属	種別
事務局	福祉サポートライン・くにたち	相談支援事業者
	(身体しょうがい当事者)	当事者•家族•関係団体
	(身体しょうがい当事者)	当事者•家族•関係団体
	(身体しょうがい当事者)	当事者•家族•関係団体
	(知的しょうがい当事者)	当事者•家族•関係団体
	(精神しょうがい当事者)	当事者•家族•関係団体
	(難病当事者)	当事者•家族•関係団体
	(難病当事者)	当事者•家族•関係団体

【地域交流部会】11名(事務局2名)

役 職	所 属	種別
事務局	相談支援センター「みなも」	相談支援事業者
	(精神しょうがい当事者)	当事者•家族•関係団体
	CSW(コミュニティソーシャルワーカー)	社協職員
	相談支援エプシロン	相談支援事業者
	ハッピーテラス国立駅前	相談支援事業者
	棕櫚亭Ⅰ	地域活動支援センター
	グループホーム櫻の杜ハウス	障害福祉サービス事業者
	滝乃川学園	障害福祉サービス事業者

わかばの家	障害福祉サービス事業者
国立市公民館	行政職員(市町村)

【しごと部会】15名(事務局2名)

役 職	所 属	種別
事務局	地域活動支援センター なびぃ	相談支援事業者
	(知的しょうがい当事者)	当事者•家族•関係団体
	(高次脳機能しょうがい当事者)	当事者•家族•関係団体
	太陽と昴の会	当事者•家族•関係団体
	ハローワーク立川	雇用関係機関
	就業・生活支援センターオープナー	雇用関係機関
	国立市就労支援事業担当	行政職員(市町村)
	都立武蔵台学園	教育関係機関
	就労移行支援事業所 ピアス	障害福祉サービス事業者
	就労移行支援事業所 レジリエンス	障害福祉サービス事業者
	就労継続支援B型 うめの木作業所	障害福祉サービス事業者
	就労継続支援 B 型 天成舎	障害福祉サービス事業者
	国立市商工会	企業等
	立川青年会議所	企業等

【あんしん部会】12名(事務局1名)

役 職	所 属	種別
事務局	相談支援エプシロン	相談支援事業者
	視覚障害者協会	当事者•家族•関係団体
	聴覚障害者協会	当事者•家族•関係団体
	国立市手をつなぐ親の会	当事者•家族•関係団体
	多摩立川保健所	行政職員(都)
	立川消防署	行政職員(都)
	国立市ボランティアセンター	社協職員
	民生・児童委員協議会しょうがい部会	民生•児童委員
	国立市防災安全課	行政職員(市町村)
	青柳一丁目自治会	地域住民
	訪問看護ステーション 音	医療関係

国立市地域福祉推進本部設置要綱

平成6年9月1日訓令(甲)第40号

改正

平成7年5月22日訓令(甲)第21号

平成8年3月29日訓令(甲)第20号

平成8年8月30日訓令(甲)第42号

平成13年3月30日訓令第10号

平成17年7月12日訓令第24号

平成18年10月6日訓令第45号

平成19年3月29日訓令第34号

平成19年6月29日訓令第52号

平成19年7月24日訓令第58号

平成20年5月2日訓令第30号

平成21年3月31日訓令第36号

平成22年8月30日訓令第62号

平成25年4月1日訓令第37号

平成29年4月17日訓令第33号

平成29年6月30日訓令第55号

(設置)

第1条 国立市地域福祉施策の円滑な推進を図るため、国立市地域福祉推進本部(以下「本部」という。) を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 国立市地域福祉計画、国立市しょうがいしゃ計画及び国立市高齢者保健福祉計画の推進の総合調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、福祉施策の企画・調整に関すること。

(組織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。
 - (1) 本部長は、副市長とする。
 - (2) 副本部長は、教育長とする。
 - (3) 本部委員は、別表1に掲げる職にあるものとする。

(本部長等の職務)

- 第4条 本部長は、本部を統括する。
- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指定する順位により、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、会議を主催する。

(推進委員会)

- 第6条 本部のもとに、推進委員会をおく。
- 2 推進委員会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成し、推進委員長は健康福祉部長とする。
- 3 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 本部から指示された事項の協議に関すること。
 - (2) 本部に付議する事項の調整に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、福祉施策に必要な事項の協議・調整に関すること。
- 4 推進委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議を主催する。
- 5 推進委員会には、必要に応じて分科会を置くことができる。
- 6 推進委員会には、必要に応じて関係行政機関等の職員を出席させることができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、国立市地域福祉計画の推進の総合調整及び第2条第2号に掲げる事項に係るものについては健康福祉部福祉総務課において、国立市しょうがいしゃ計画の推進の総合調整に係るものについては健康福祉部しょうがいしゃ支援課において、国立市高齢者保健福祉計画の推進の総合調整に係るものについては健康福祉部高齢者支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は本部長が定める。

付 則

※ 省略

別表1

政策経営部長 行政管理部長 健康福祉部長 子ども家庭部長 子ども家庭部参事 生活環境部長 都市整備部長 都市整備部参事 教育次長

別表2

政策経営部	政策経営課長
行政管理部	職員課長 防災安全課長
健康福祉部	健康福祉部長
	福祉総務課長 しょうがいしゃ支援課長 高齢者支援課長 地域包括
	ケア推進担当課長 健康増進課長 健康づくり担当課長
子ども家庭部	児童青少年課長 施策推進担当課長 子育て支援課長
生活環境部	まちの振興課長
都市整備部	都市計画課長 道路交通課長
まちづくり推進本部	国立駅周辺整備課長
教育委員会	教育指導支援課長

第6期国立市しょうがい福祉計画 第2期国立市しょうがい児福祉計画

しょうがいのある人があたりまえに暮らすまちにするための 市民誰もがあたりまえに暮らすまち・国立市の実現

令和3年(2021年)3月

編集・発行 国立市健康福祉部しょうがいしゃ支援課

〒186-8501

東京都国立市富士見台2丁目47番地の1

電 話 042-576-2111 (代表)

ファクス 042-573-1102(直通)

メール sec_shogaishien@city.kunitachi.lg.jp